

小作争議調査表

No. 65

(目報番附三二五)

場 所	朝倉郡福岡村大字小隈	
	場 主	地主 三好弥平次
關係人員	小作人 山見九下九	
地 主 關 係 團 体	地 主	小作人
	種 類 面 積	田 一畝三畝三十一步
原 因	昭和五年小作争議調停の際、争奪期内に小作人が土地を返還し居り、その結果あり、昭和八年小作争議より自作の目的を以て無條件土地返還を要求し居り、小作人は及第り八十円の調停料を要し居り、土地を返還し居り、小作争議の申請あり。	
要 求 事 項	要 求	土地返還要求
	事 項	土地返還要求
經 過	經 過	七月八日甘木之裁判所にて、小作人山見九下九の調停料を以て、自作の目的を以て、無條件土地返還を要求し居り、小作人は及第り八十円の調停料を要し居り、土地を返還し居り、小作争議の申請あり。
	結 果	土地を自作の目的を以て、無條件土地返還を要求し居り、小作人は及第り八十円の調停料を要し居り、土地を返還し居り、小作争議の申請あり。

(昭和八年七月分)

法團 協調會福岡出張所

備 考	
--------	--